

工場等騒音・振動の届出案内

騒音規制法
振動規制法
宮城県公害防止条

塩竈市市民生活部環境課

1. 騒音及び振動の規制について

騒音規制法、振動規制法及び宮城県公害防止条例に基づき、指定地域内において工場・事業場に騒音・振動の発生する施設（以下「特定施設」という。）を設置する場合は、予め届出ることが義務付けられています。

また、特定施設を設置した特定工場等（県条例では特定事業場という。）の設置者は騒音・振動の規制基準を遵守する義務があります。

2. 届出内容について

(1) 届出を必要とする地域及び特定施設

届出の種類	関係法令	届出内容	
指定地域	騒音規制法	都市計画法第5条の規定により指定された都市計画区域内（同法第8条第1項第1号に規定する工業専用地域を除く。）	
	振動規制法		
	県公害防止条例	塩竈市内全域（工業専用地域を除く）	
届出を必要とする特定施設	騒音規制法	特定施設一覧表1の騒音欄1～11に掲げる施設（P5～6）	
	振動規制法	特定施設一覧表2の振動欄1～10に掲げる施設（P7～8）	
	県条例	騒音関係	特定施設一覧表1の条例欄4-1～4-18に掲げる施設（P5～7） （騒音規制法の届出がある場合不要）
		振動関係	特定施設一覧表2の条例欄5-1～5-13に掲げる施設（P7～8） （振動規制法の届出がある場合不要）

(2) 届出の種類及び提出期限等

類	届出の種類	関係法令	届出内容	提出期限
I	特定施設の設置 及び使用届出	騒音規制法	ア. 新たに特定施設を設置する場合（特定施設が設置されていないものに限る） イ. 都市計画法に基づく用途地域の変更等により指定地域となった際、既にその地域内において工場・事業場が特定施設を設置している場合	アの場合は特定施設の設置工事の開始30日前まで（設置届）
		振動規制法	ウ. 指定地域内にある工場・事業場において既に設置している施設が、法律に基づく政令及び県条例に基づく施行規則の改正により、初めて特定工場等（特定事業場）になった場合	
		県公害防止条例	エ. 騒音・振動に係る法の特定施設を全廃した後に県条例に係る特定施設を設置している場合	イ、ウ、エの場合は当該日から（使用届）

類	届出の種類	関係法令	届出内容	提出期限
II	特定施設の種類の数及び能力	騒音規制法 県公害防止条例 (騒音関係)	特定施設の種類の数が直近の届出から2倍を超した場合	工事開始の30日 前まで
	毎の数の変更届	振動規制法 県公害防止条例 (振動関係)	特定施設の種類の数及び能力毎の数が増加した場合	
	騒音・振動の防止の方法の変更届	騒音規制法 振動規制法 県公害防止条例	騒音(振動)の大きさの増加を伴う場合	工事・変更の開始の30日前まで
	特定施設の使用方法変更届	振動規制法 県公害防止条例	特定施設の使用開始時刻の繰上げ又は使用終了時刻の繰り下げを行う場合	
III	氏名、名称、住所、所在地、代表者変更届	騒音規制法 振動規制法 県公害防止条例	ア. 届出者の氏名・名称・住所・法人にあってはその代表者の氏名に変更があった場合 イ. 工場又は事業場の名称及び所在地が住居表示等により変更があった場合	変更の日から30日以内
	廃止届	騒音規制法 振動規制法 県公害防止条例	届出している特定施設のすべての使用を廃止した場合	廃止の日から30日以内
	承継届	騒音規制法 振動規制法 県公害防止条例	届出している特定施設の全部を譲り受け、又は借り受けた場合 あるいは相続又は合併があった場合	承継のあった日から30日以内 (承継届出)

(3) 届出様式及び添付書類等

	届出様式及びその記載例	添付書類等	部数
騒音規制法	P9以降参照	ア. 特定施設の配置図 イ. 特定工場等(特定事業場)及びその付近見取り図 ウ. 変更の事項に係る書類 エ. その他、別紙のとおりとして定めているもの	正本1部 写し1部 合計2部
振動規制法			
県公害防止条例	P14以降参照	オ. 法及び県条例の届出において同一時期かつ同一事業者が届出を行う場合、重複する添付書類は共用化できる	フレキシブルディスクでの提出も可能

(4) 届出者及び届出先等

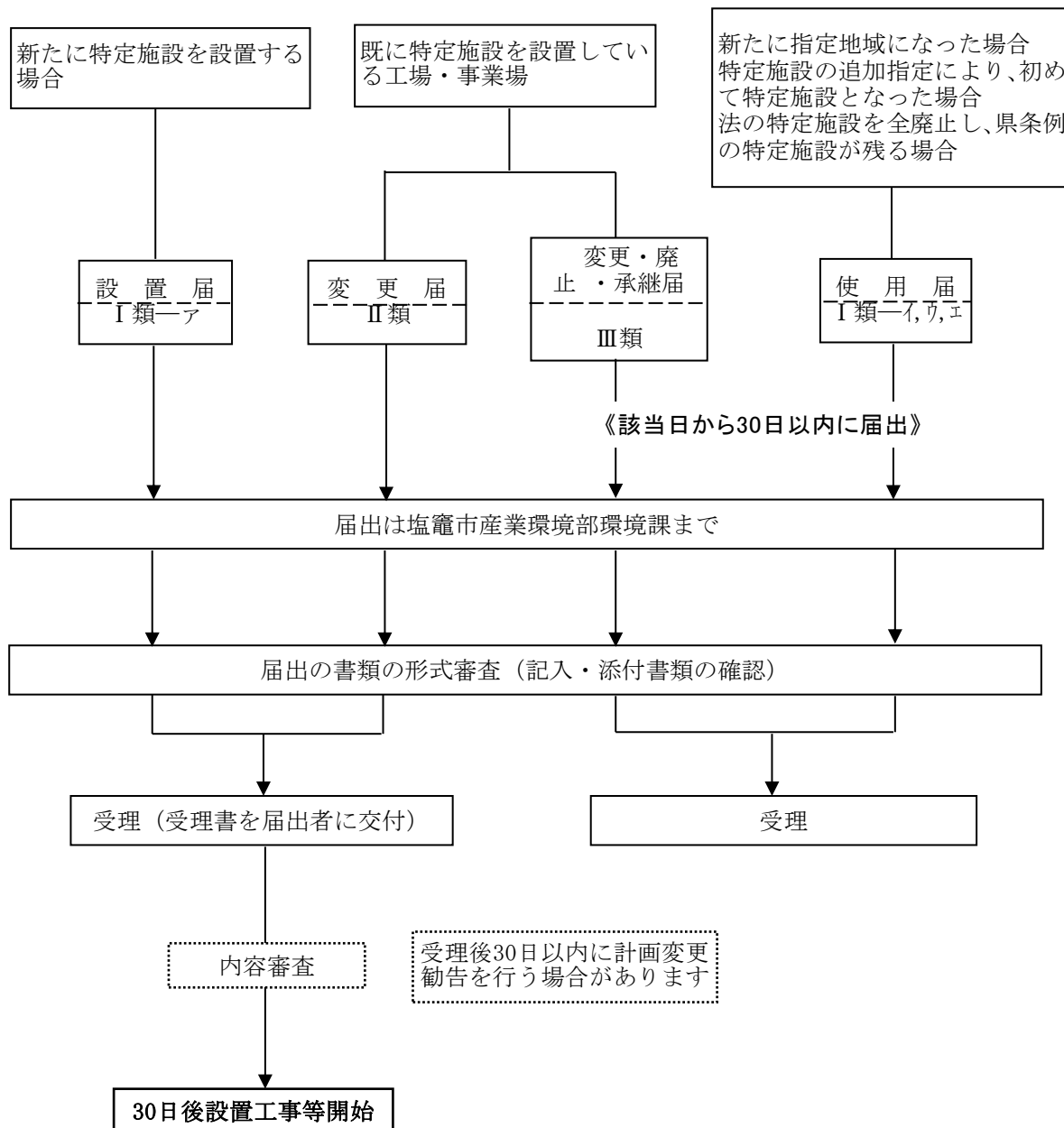
①届出者；届出者が法人の場合は、法人の意思又は実行に参与する地位にあり、その行為が法人の行為とみなされる代表者になります。

②届出先；〒985-0006

宮城県塩竈市字杉の入裏39番地の47
 塩竈市産業環境部環境課
 電話 365-3377

③その他；届出をしなかったり、虚偽の届出をした場合、改善命令に従わない場合には罰せられます。

【特定施設設置等届出経路】



注) I～III類は、(2)届出の種類及び提出期限等の表(左側)にあるローマ数字です。

3. 規制基準について

【騒音関係】

時間の区分 区域の区分	朝	昼間	夕	夜間	備考
	午前6時から 午前8時まで	午前8時から 午後7時まで	午後7時から 午後10時まで	午後10時から 午前6時まで	
第1種区域 第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域	45 dB(A)	50 dB(A)	45 dB(A)	40 dB(A)	
第2種区域 第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域及び地区・地域の指定のない地域	50 dB(A)	55 dB(A)	50 dB(A)	45 dB(A)	学校等の周囲 50mの区域内 は、左の基準 から5 dB(A) を減じた値
第3種区域 近隣商業地域、商業地域及び準工業地域	55 dB(A)	60 dB(A)	55 dB(A)	50 dB(A)	
第4種区域 工業地域	60 dB(A)	65 dB(A)	60 dB(A)	55 dB(A)	

【振動関係】

時間の区分 区域の区分	昼間	夜間	備考
	午前8時から 午後7時まで	午後7時から 午前8時まで	
第1種区域 第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域及び地区・地域の指定のない地域	60 dB	55 dB	学校等の周囲50m の区域内は、左の 基準から5 dBを減 じた値
第2種区域 近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域	65 dB	60 dB	

- 注) (1) 上記規制基準は、工場等の敷地境界線における値です。
- (2) 近隣商業地域でその周囲が第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域であるものについては、騒音にあっては第2種区域の基準を、振動にあっては第1種区域の基準を適用する。
- (3) 都市計画区域外における県条例の特定事業場は、騒音にあっては第2種区域を、振動にあっては第1種区域の基準を適用する。
- (4) 学校等とは、学校、保育所、病院、診療所、図書館、特別養護老人ホーム、幼保連携型認定こども園の施設をいいます。

3. 規制基準について

【騒音関係】

時間の区分 区域の区分	昼間（午前8時から午後7時まで）	朝（午前6時から午前8時まで）夕（午後7時から午後10時まで）	夜間（午後10時から翌日の午前6時まで）
第1種区域 第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域	50デシベル	45デシベル	40デシベル
第2種区域 第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域及び地区・地域の指定のない地域	55デシベル	50デシベル	45デシベル
第3種区域 近隣商業地域、商業地域及び準工業地域	60デシベル	55デシベル	50デシベル
第4種区域 工業地域	65デシベル	60デシベル	55デシベル

【振動関係】

時間の区分 区域の区分	昼間（午前8時から午後7時まで）	夜間（午後7時から翌日の午前8時まで）
第1種区域 第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域及び地区・地域の指定のない地域	60デシベル	55デシベル
第2種区域 近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域	65デシベル	60デシベル

- 注) (1) 上記規制基準は、工場等の敷地境界線における値です。
- (2) 近隣商業地域でその周囲が第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域であるものについては、騒音にあつては第2種区域の基準を、振動にあつては第1種区域の基準を適用する。
- (3) 都市計画区域外における県条例の特定事業場は、騒音にあつては第2種区域を、振動にあつては第1種区域の基準を適用する。
- (4) 学校等とは、学校、保育所、病院、診療所、図書館、特別養護老人ホーム、幼保連携型認定こども園の施設をいいます。

特定施設一覧表

1. 騒音に係る特定施設

施設番号		施設の種類	規模又は能力		
騒音規制法	県条例				
1-	4-1-	金属加工の用に供する施設で次に掲げるもの	原動機の定格出力の合計が22.5キロワット以上のもの 原動機の定格出力が3.75キロワット以上のもの 呼び加圧能力294キロニュートン以上のもの 原動機の定格出力が3.75キロワット以上のもの		
	イ	(1) 圧延機械			
	ロ	(2) 製管機械			
	ハ	(3) ベンディングマシン（ロール式のものに限る）			
	ニ	(4) 液圧プレス（矯正プレスを除く）			
	ホ	(5) 機械プレス			
	ヘ	(6) せん断機			
	ト	(7) 鍛造機			
	チ	(8) ワイヤフォーマリングマシン			
	リ	(9) ブラスト（タンブラスト以外のものであって密閉式のものを除く）			
	ヌ	(10) タンブラー			
ル	(11) 切断機（といしを用いるのものに限る）				
2	4-2	空気圧縮機及び送風機	原動機の定格出力が7.5キロワット以上のもの		
3	4-3	土石用又は鉱物用の破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機	原動機の定格出力が7.5キロワット以上のもの		
4	4-4	織機（原動機を用いるのものに限る）			
5-	4-5-	建設用資材製造の用に供する施設で次に掲げるもの	気ほうコンクリートプラントを除き混練機の混練容量が0.45立方メートル以上のもの 混練機の混練重量が200キログラム以上のもの		
				イ	(1) コンクリートプラント
ロ	(2) アスファルトプラント				
6	4-6	穀物用製粉機（ロール式のものに限る）	原動機の定格出力が7.5キロワット以上のもの		
7-	4-7-	木材加工用のように供する施設で次に掲げるもの	原動機の定格出力が2.25キロワット以上のもの		
				イ	(1) ドラムバーカー
				ロ	(2) チッパー
ハ	(3) 碎木機				

7-	4-7-	木材加工用のように供する施設で次に掲げるもの	
	ニ	(4) 帯のこ盤	製材用のものにあつては原動機の定格出力が15キロワット以上のもの、木工用にあつては原動機の定格出力が2.25キロワット以上のもの
	ホ	(5) 丸のこ盤	製材用のものにあつては原動機の定格出力が15キロワット以上のもの、木工用にあつては原動機の定格出力が2.25キロワット以上のもの
	へ	(6) かな盤	原動機の定格出力が2.25キロワット以上のもの
8	4-8	抄紙機	
9	4-9	印刷機械（原動機を用いるものに限る）	
10	4-10	合成樹脂用射出成形機	
11	4-11	鋳造型機（ジョルト式のものに限る）	
	4-12	ディーゼルエンジン及びガソリンエンジン（専ら災害その他非常の事態に使用するものを除く）	出力が3.75キロワット以上のもの
	4-13	クーリングタワー	電動機の定格出力が0.75キロワット以上のもの
	4-14	バーナー	バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算で1時間当たり15リットル以上のもの
	4-15-	繊維工業の用に供する施設で次に掲げるもの	
	(1)	動力打綿機	
	(2)	動力混打綿機	
	(3)	紡糸機	
	4-16	コンクリート管、コンクリートボール又はコンクリートくいの製造機又はコンクリートブロック成型機	
	4-17-	金属製品の製造の用に供する施設で次に掲げるもの	
	(1)	ニューマチックハンマー	
	(2)	製てい機	
	(3)	製びょう機	
	(4)	打抜機	電動機の定格出力が2.25キロワット以上のもの
	(5)	研削機	電動機の定格出力が1.5キロワット以上のもの
	4-18-	土石、鋳物又はガラスの加工の用に供する施設で次に掲げるもの	
	(1)	切断機	

4-18-	土石、鋳物又はガラスの加工の用に供する施設で次に掲げるもの	
(2)	せん孔機	
(3)	研磨機	

- 注 (1) 都市計画区域内（工業専用地域を除く）に施設番号の騒音規制法欄（1～11）の特定施設を設置する場合は届出対象になります。この場合、県条例の特定施設（条例欄4-1～4-18）を有していても届出は不要です。
- (2) 都市計画区域内に施設番号の県条例欄（4-12～4-18）の特定施設だけを設置する場合は、県条例の届出対象になります。
- (3) 施設番号の騒音規制法欄（1～11）の特定施設を全廃し、施設番号の県条例欄（4-12～4-18）の特定施設が残る場合は、新たに県条例の使用届出の対象となります。
- (4) 都市計画区域外に施設番号の県条例欄（4-1～4-18）の特定施設を設置する場合は、県条例の届出対象になります。

2. 振動に係る特定施設

施設番号		施設の種類の 振動規制法	規模又は能力
振動規制法	県条例		
1-	5-1-	金属加工の用に供する施設で次に掲げるもの	
イ	(1)	液圧プレス（矯正プレスを除く）	原動機の定格出力が1キロワット以上のもの
ロ	(2)	機械プレス	
ハ	(3)	せん断機	
ニ	(4)	鍛造機	
ホ	(5)	ワイヤーフォーミングマシン	
2	5-2	圧縮機（冷凍機に用いられるものは除く）	原動機の定格出力が7.5キロワット以上のもの
3	5-3	土石用又は鋳物用の破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機	原動機の定格出力が7.5キロワット以上のもの
4	5-4	織機（原動機を用いるものに限る）	
5-	5-5-	コンクリート製品製造の用に供する施設で次に掲げるもの	
イ	(1)	コンクリートブロックマシン	原動機の定格出力の合計が2.95キロワット以上のもの
ロ	(2)	コンクリート管製造機械及びコンクリート柱製造機械	原動機の定格出力の合計が10キロワット以上のもの
6-	5-6-	木材加工の用に供する施設で次に掲げるもの	
イ	(1)	ドラムパーカー	原動機の定格出力が2.2キロワット以上のもの
ロ	(2)	チップパー	

7	5-7	印刷機械	原動機の定格出力が2.2キロワット以上のもの
8	5-8	ゴム練用又は合成樹脂練用のロール機 (カレンダーロール機を除く)	原動機の定格出力が30キロワット以上のもの
9	5-9	合成樹脂用射出成型機	
10	5-10	鋳造型機 (ジョルト式のものに限る)	
	5-11-	金属加工の用に供する施設で次に掲げるもの	
	(1)	圧延機械	原動機の定格出力の合計が22.5キロワット以上のもの
	(2)	製管機械	
	(3)	ベンディングマシン (ロール式のものに限る)	原動機の定格出力が3.75キロワット以上のもの
	5-12	ディーゼルエンジン (専ら災害その他非常の事態に使用するものを除く)	出力が10キロワット以上のもの
	5-13	冷凍機 (空調機を含む)	原動機の定格出力が7.5キロワット以上のもの

- 注
- (1) 都市計画区域内 (工業専用地域を除く) に施設番号の振動規制法欄 (1~10) の特定施設を設置する場合は届出対象になります。この場合、県条例の特定施設 (条例欄5-1~5-13) を有していても届出は不要です。
 - (2) 都市計画区域内に施設番号の県条例欄 (5-11~5-13) の特定施設だけを設置する場合は、県条例の届出対象になります。
 - (3) 施設番号の振動規制法欄 (1~10) の施設を全廃したときに、施設番号の県条例欄 (5-11~5-13) の特定施設が残る場合は、新たに県条例の使用届出の対象となります。
 - (4) 都市計画区域外に施設番号の県条例欄 (5-1~5-13) の特定施設を設置する場合は、県条例の届出対象になります。

様式第1

特定施設設置届出書

年 月 日

塩竈市長 殿

届出者住所 塩竈市〇〇町〇丁目〇番〇号

電話 〇〇〇—〇〇〇〇

氏名又は名称 〇〇機械株式会社

代表者名 代表取締役 塩竈 太郎 印

該当する法を○で囲むこと



(騒音・振動)規制法第6条第1項の規定により、特定施設の設置について、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称	〇 〇 機 械 株 式 会 社		※整理番号		
	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 特定施設を設置しようとする 工場等の名称、所在地を記入 </div>				
工場又は事業場の所在地	塩竈市〇〇町〇丁目〇—〇		※受理年月日		年 月 日
工場又は事業場の事業内容	工 作 機 械 卸 売 業		※施設番号		
常時使用する従業員数	50名		※審査結果		
△騒音・振動の防止の方法	別紙のとおり。		※備 考		
特 定 施 設 の 種 類	型 式	公 称 能 力	数	使用開始時刻 (時・分)	使用終了時刻 (時・分)
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 特定施設一覧表の施設 番号(騒音・振動) 及び施設の種類の 記入(P5以降参照) </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 製造会社名 形式、型番 を記入 </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 仕様書等 にある能力を 記入 </div>		<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 特定施設の使用 時間を記入 </div>	

- 備考
- 1 特定施設の種類の欄には、(騒音・振動)規制法施行令別表第1に掲げる項番号及びイ、ロ、ハ等の細分があるときはその記号並びに名称を記載すること。
 - 2 騒音の防止の方法の欄の記載については、別紙によることとし、消音器の設置、音源室内の防音措置、遮音塀の設置等騒音の防止に関して講じようとする措置の概要を明らかにするとともに、できる限り図面、表等を利用すること。
 - 3 振動の防止の方法の欄の記載については、別紙によることとし、吊基礎、直接支持基礎(板ばね、コイルばね等を使用するもの)、空気ばねの設置等振動の防止に関して講じようとする措置の概要を明らかにするとともに、できる限り図面、表等を利用すること。
 - 4 ※印の欄には、記載しないこと。
 - 5 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本工業規格A4とすること。
 - 6 氏名(法人にあつてはその代表者の氏名)を記載し、押印することに代えて、本人(法人にあつてはその代表者)が署名することができる。

様式第3

(騒音)特定施設の種類ごとの数
 (振動)特定施設の種類及び能力ごとの数
 (振動)特定施設の使用の方法

変更届出書

年 月 日

塩竈市長 殿

届出者住 所 塩竈市〇〇町〇丁目〇番〇号

電 話 〇〇〇—〇〇〇〇

氏名又は名称 〇〇機械株式会社

代表者名 代表取締役 塩竈 太郎

印

該当する法を○で囲むこと

(騒音・振動)規制法第8条第1項の規定により、特定施設の(種類ごとの数・能力ごとの数・使用の方法)の変更について、次のとおり届出ます。

工場又は事業場の名称	〇〇機械株式会社		※整理番号					
工場又は事業場の所在地	塩竈市〇〇町〇丁目〇—〇		※受理年月日		年 月 日			
			※施設番号					
			※審査結果					
			※備 考					
特定施設の種類	型式	公称能力	数		使用開始時刻		使用終了時刻	
			変更前	変更後	変更前 (時・分)	変更後 (時・分)	変更前 (時・分)	変更後 (時・分)
特定施設の種類ごとの合計 及びその内訳を記入する								

- 備考 1 特定施設の種類ごとの数に変更がある場合であつても、(騒音・振動)規制法第8条第1項ただし書の規定により届出を要しないこととされるときは、当該特定施設の種類については、記載しないこと。
- 2 特定施設の種類欄には、(騒音・振動)規制法施行令別表第1に掲げる項番号及びイ、ロ、ハ等の細分があるときはその記号並びに名称を記載すること。
- 3 ※印の欄には、記載しないこと。
- 4 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本工業規格A4とすること。
- 5 氏名(法人にあつてはその代表者の氏名)を記載し、押印することに代えて、本人(法人にあつてはその代表者)が署名することができる。

別紙

【騒音の防止の方法】

騒音防止対策

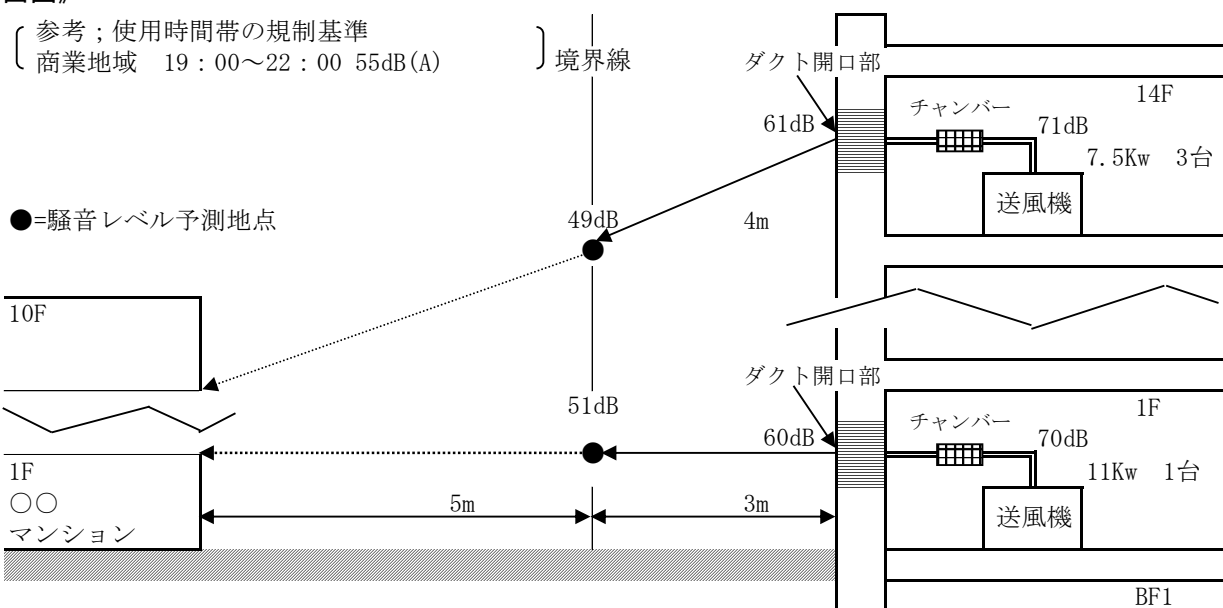
- 音源（ダクト開口部）を敷地境界から距離のある方へ設置する。
- 機械室内部に吸音材を貼り付ける。（例100mmグラスウール）
- ダクト部分にチャンバーを設置する。

騒音レベルの予測

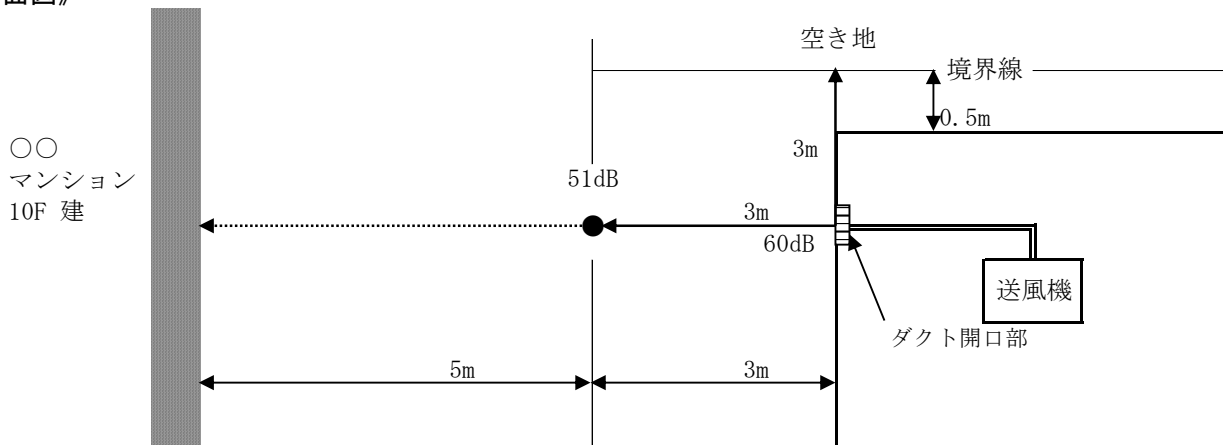
- ダクト開口部からの騒音レベルが最も高いのでダクト開口部から境界線までの騒音レベルを予測する。
- チャンバーによる減音を10 dB(A)とする。（この場合は計算書等を添付のこと）
- マンション側1Fのダクト開口部における騒音レベルを60dB (A) とする。また、距離減衰を9dB (A) ($20\log r_2/r_1=20\log 3/1$) とする。
- マンション側14Fのダクト開口部における合成音の騒音レベルを61dB (A) とする。また、距離減衰を12dB (A) ($20\log r_2/r_1=20\log 4/1$) とする。
- 騒音レベルの予測；マンション側1F=51dB(A) (60-9)、14F=49dB(A) (61-12)

《立面図》

〔参考；使用時間帯の規制基準
商業地域 19：00～22：00 55dB(A)〕



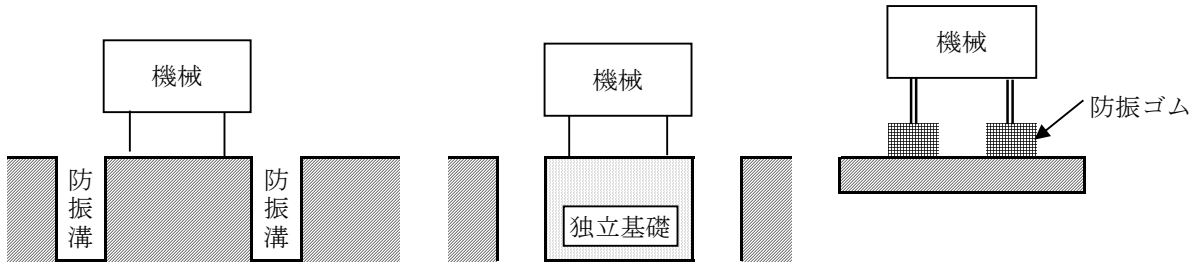
《平面図》



○隣地に住居系の建物がある場合は、発生源より住居系に影響をあたえる最も近い境界線において騒音レベルの予測を実施すること。なお、隣地の他の境界線についても騒音レベルの予測を実施してもらった場合もあります。
○特定施設、騒音の防止の方法、境界線関係等がわかれば設計図面等を用いてもよい。

【振動の防止の方法】

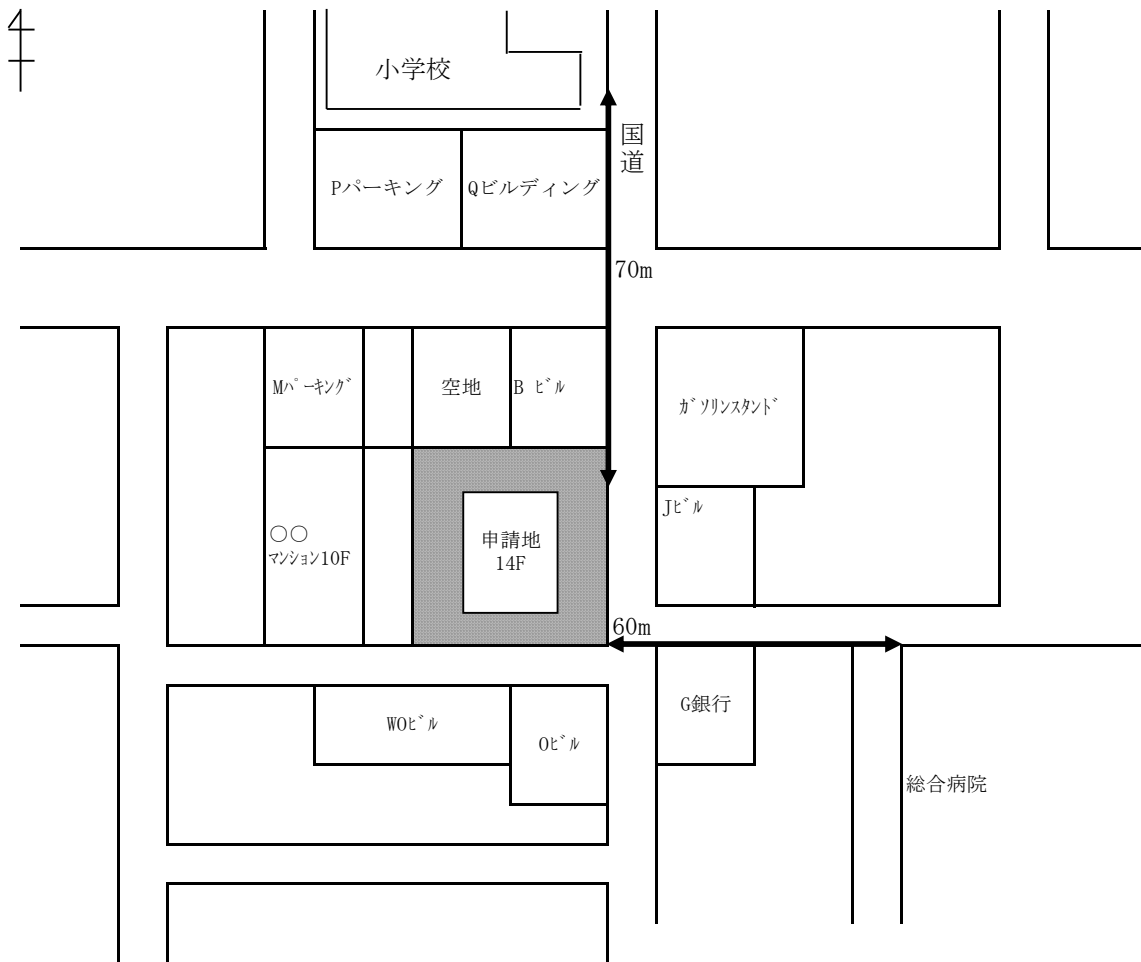
- 住居等の敷地境界線より離れている場所に設置する。
- 振動の伝搬を遮断するために防振溝、独立基礎とする。
- 防振ゴム、金属ばね、空気ばね等の防振材料を使用する。
- 機械位置を隔離配置にする。



○特定施設、振動の防止の方法、境界線関係等がわかれば青焼図面等を用いてもよい。

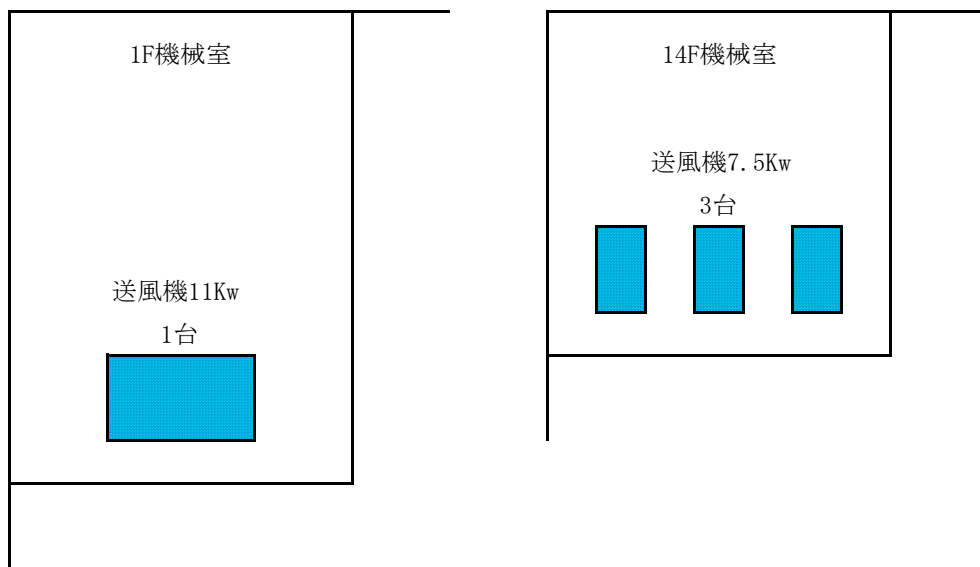
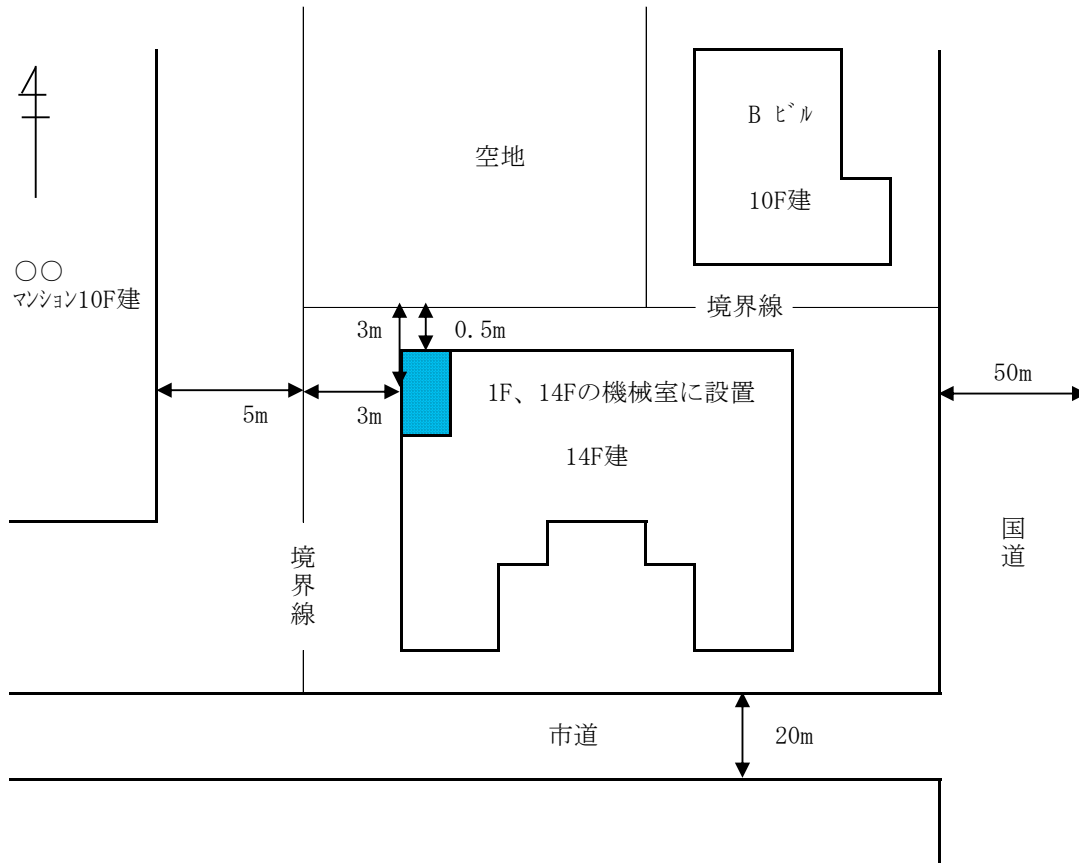
【添付書類】

1. 特定工場等の周囲の見取図



○申請地から50m付近の見取図で学校等の施設がある場合は、その施設までの距離を記入すること。

2. 特定施設の配置図



- 特定施設を設置しようとする場所又は、音源から隣地の境界線及び建物等の配置と距離を記入すること。
- 特定施設の配置を朱書きで明示すること。
- 特定施設の配置及び隣地関係がわかれば設計図面等を用いてもよい。

様式第5号(第8条関係)

騒音等に係る特定施設設置(使用~~・変更等~~)届出書

年 月 日

該当する部分を残し二重線で消すこ

塩竈市長 殿

届出者住 所 塩竈市〇〇町〇丁目〇番〇号

電 話 〇〇〇—〇〇〇〇

氏名又は名称 〇〇機械株式会社

代表者名 代表取締役 塩竈 太郎

印

公害防止条例第35条第1項(~~第36条第1項・第37条第1項・第37条第2項~~)の規定により、騒音等に係る特定施設の設置(使用~~・変更等~~)について、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称	〇〇機械株式会社	特定施設を設置しようとする工場等の名称、所在地を記入
工場又は事業場の所在地	塩竈市〇〇町〇丁目〇—〇	
特定事業場の事業内容	金属機械卸売業	
常時使用する従業員数	50人	
※特定施設の種類(及び能力)ごとの数	別紙のとおり (別紙1-1)	
※特定施設の使用の方法	別紙のとおり (別紙1-1)	
※騒音等の防止の方法	別紙のとおり (別紙1-2)	
※※受理年月日	年 月 日	
変更の内容 (変更の場合に限る。)		

- 備考
- 1 特定施設の種類の欄には、公害防止条例施行規則別表第1に掲げる番号及び名称を記載すること。
 - 2 特定施設の種類(及び能力)ごとの数については、公害防止条例施行規則別表第1に掲げる番号及び(1),(2),(3)等の細分があるときはその記号並びに名称を記載すること。
 - 3 騒音等の防止の方法については、消音器の設置、音源室内の防音措置、遮音壁の設置、吊り基礎、直接支持基礎(板ばね、コイルばね等を使用するもの)、空気ばねの設置等騒音等の防止に関して講じようとする措置の概要を明らかにすること。
 - 4 ※の欄の記載については、別紙によることとし、かつ、できる限り図面、表等を利用すること。
 - 5 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とし、別紙についても、やむを得ない場合を除き、同様とすること
 - 6 ※※の欄には、記載しないこと。

別紙1-1

特定施設の種類(及び能力)ごとの数
特定施設使用の方法

(騒音等設置、使用届出用)

特定施設の種類	形式	公称能力	数	使用開始時間 (時・分)	使用終了時間 (時・分)
4-13 クーリングタワー			3		
		騒音の特定施設は種類ごとの合計を記入			
〃	〇〇社製 CT-102	0.75Kw	2	8:00	20:00
		騒音の特定施設は能力ごとの数を内訳として記入			
〃	〇〇社製 CT-201	3.75Kw	1	〃	〃
4-14 バーナー			2		
〃	〇〇社製 BN-15	15ℓ/h	1	7:00	20:00
〃	〇〇社製 BN-30	30ℓ/h	1	〃	〃
5-13 冷凍機	〇〇社製 AC-3B	7.5Kw	2	7:00	20:00
		振動の特定施設は種類及び能力ごとの数を記入			
〃	〇〇社製 AC-5B	11Kw	1	6:00	20:00
〃	〇〇社製 AC-10B	15Kw	1	〃	〃

都市計画法に定める用途地域区分	近隣商業地域
その他参考になる事項	

- 備考 1 騒音に係る特定施設については特定施設の種類ごとの数についてのみ記載すること。
 2 特定施設の種類の欄には、公害防止条例別表1に掲げる号番号及び(1)、(2)、(3)等の細分があるときその記号並びに名称を記載すること。
 3 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

添付書類

- 工場又は事業場の周囲200メートル以内の状況を示す図面
- 工場又は事業場の敷地内の建物の平面図
- 特定施設の配置図

騒音(振動)の防止の方法

(騒音等設置、使用届出用)

発生源での騒音(振動)レベル	88(合成音)	デシベル(A)・ デシベル
防音・遮音・防振材の材質	グラスウール100mm コンクリート200mm ガラス10mm	
境界線までの距離	2	m
境界線での騒音(振動)レベル	37	デシベル(A)・ デシベル
都市計画法に定める用途地域区分	近隣商業	地域

防音・遮音・防振計算

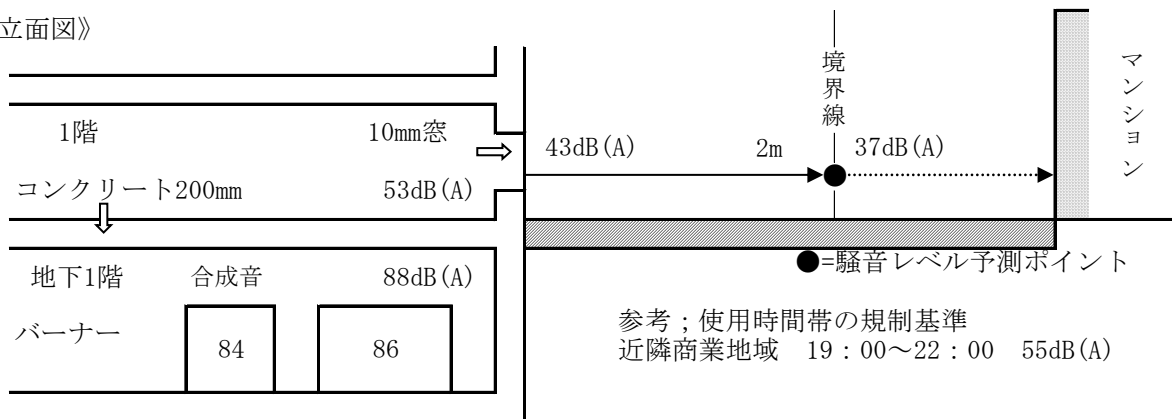
騒音防止対策

- 機械室内部に吸音材を貼り付ける。

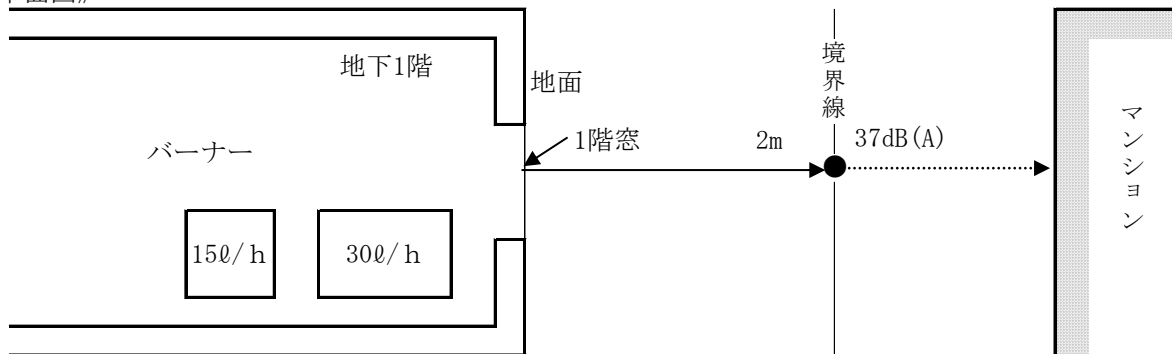
騒音レベル予測(1階境界線)

- バーナー2台の合成音の騒音レベルは88dB(A)とする。
- コンクリート200mmの透過損失を35dB(A)とする。
- ガラス10mmの透過損失を10dB(A)とする。
- 1階窓における騒音レベルを43dB(A)とする。また、距離減衰を6dB(A) ($20\log r^2/r^1=20\log 2/1$)とする。
- ◎騒音予測レベル; 37dB(A) (43-6)

《立面図》



《平面図》



○予測計算等の図面は、設計図面等に距離等を記入したものでよい。

騒音(振動)の防止の方法

(騒音等設置、使用届出用)

発生源での騒音(振動)レベル	76(合成音)	デシベル(A)・ 76dB(A)
防音・遮音・防振材の材質	なし	
境界線までの距離	15	m
境界線での騒音(振動)レベル	53	デシベル(A)・ 53dB(A)
都市計画法に定める用途地域区分	近隣商業	地域

防音・遮音・防振計算

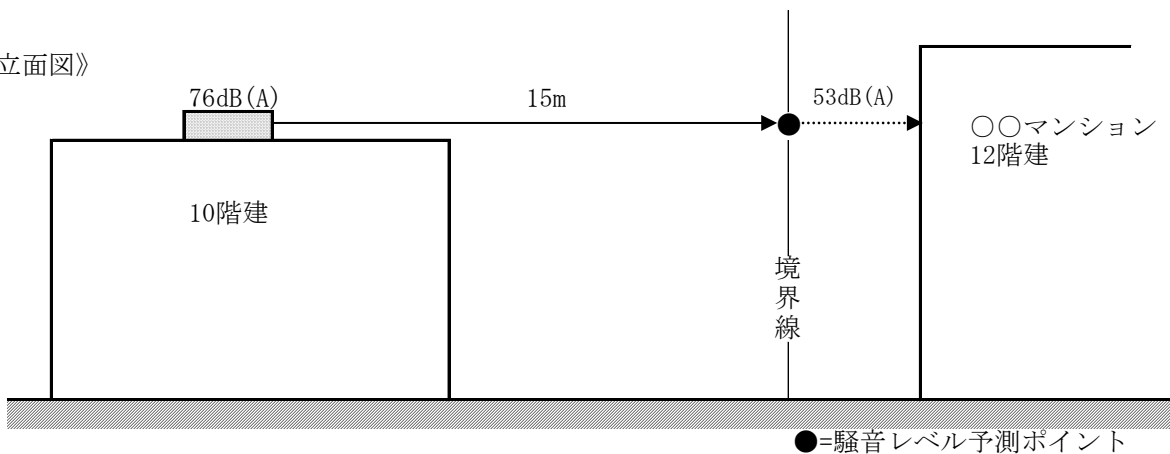
騒音防止対策

- 住居側の境界線より距離のある方へ設置する。

騒音レベル予測(1階境界線)

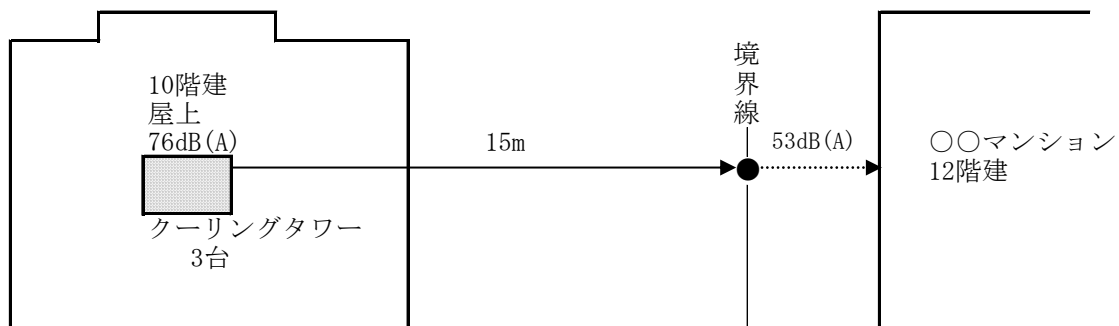
- クーリングタワー3台の合成音の騒音レベルは76dB(A)とする。
- 距離減衰を23dB(A)とする。(20logr²/r¹=20log15/1)
- 騒音予測レベル; 53dB(A) (76-23)

《立面図》



参考; 使用時間帯の規制基準
近隣商業地域 19:00~22:00 55dB(A)

《平面図》



○隣地に住居系の建物がある場合は、発生源より住居系に影響を与える最も近い境界線において騒音レベルの予測を実施すること。なお、隣地の他の境界線についても騒音レベルの予測を実施してもらう場合もあります。

騒音(振動)の防止の方法

(騒音等設置、使用届出用)

発生源での騒音(振動)レベル	68	デシベル(A) ・デシベル
防音・遮音・防振材の材質	防振架台	
境界線までの距離	42	m
境界線での騒音(振動)レベル	規制値 \geq 予測値	デシベル(A) ・デシベル
都市計画法に定める用途地域区分	近隣商業	地域

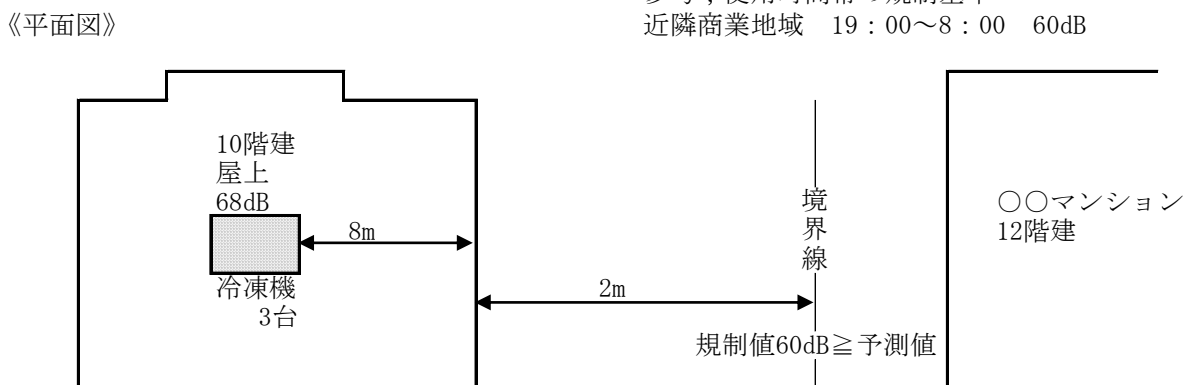
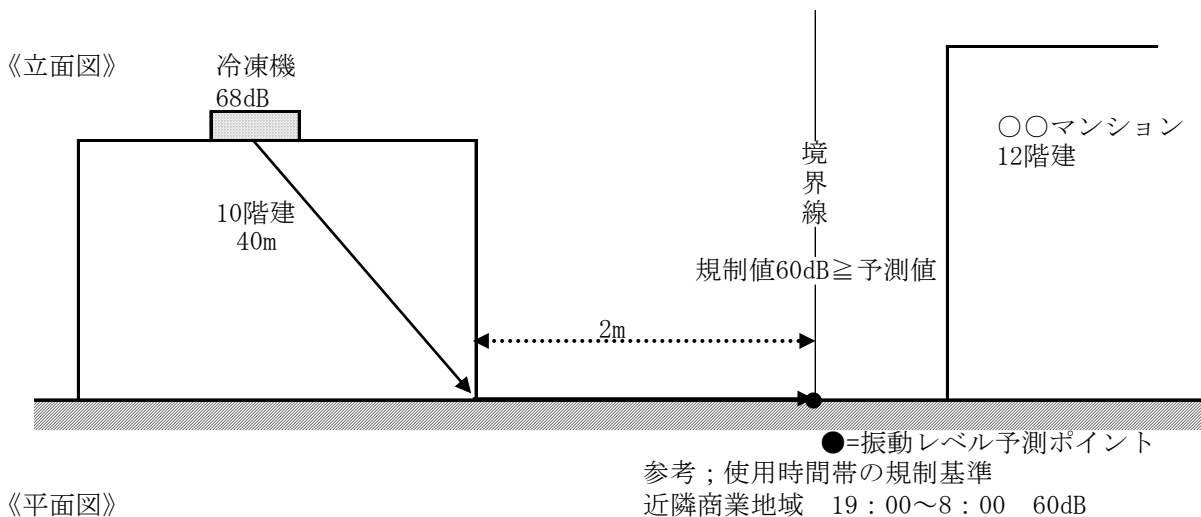
防音・遮音・防振計算

振動防止対策

○振動の伝搬を防止するために防振架台を使用する。(この場合図面等を添付すること)

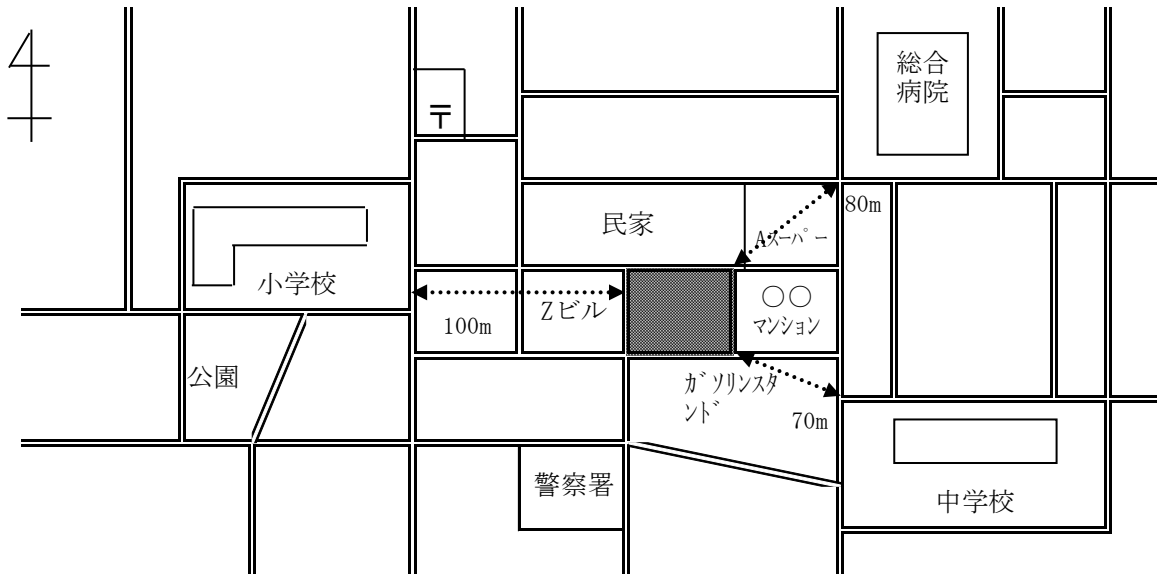
振動レベル予測

○防振架台を設置することにより振動レベルが10dB減衰する。また、境界線までの距離が42mあり境界線においては規制値以下と予測される。



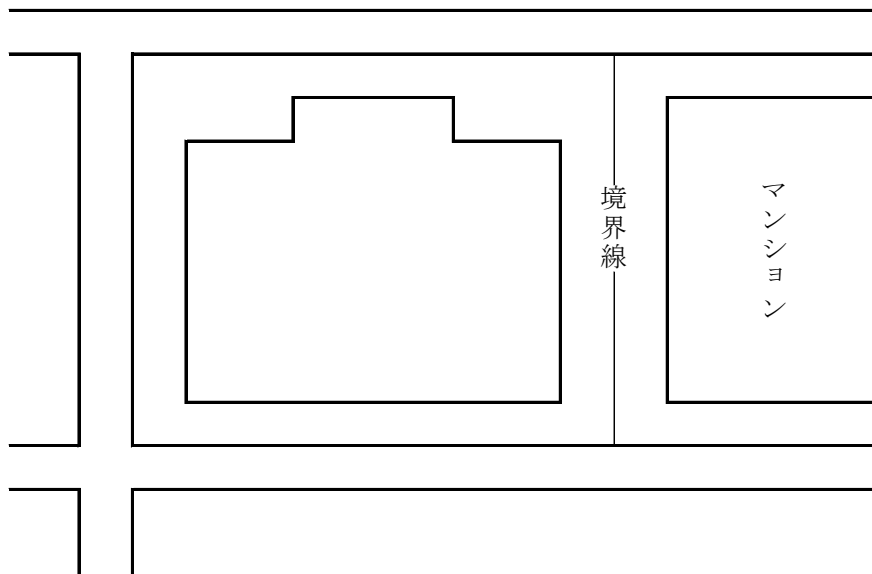
【添付書類】

1. 特定事業場の周囲200m以内の状況を示す図面



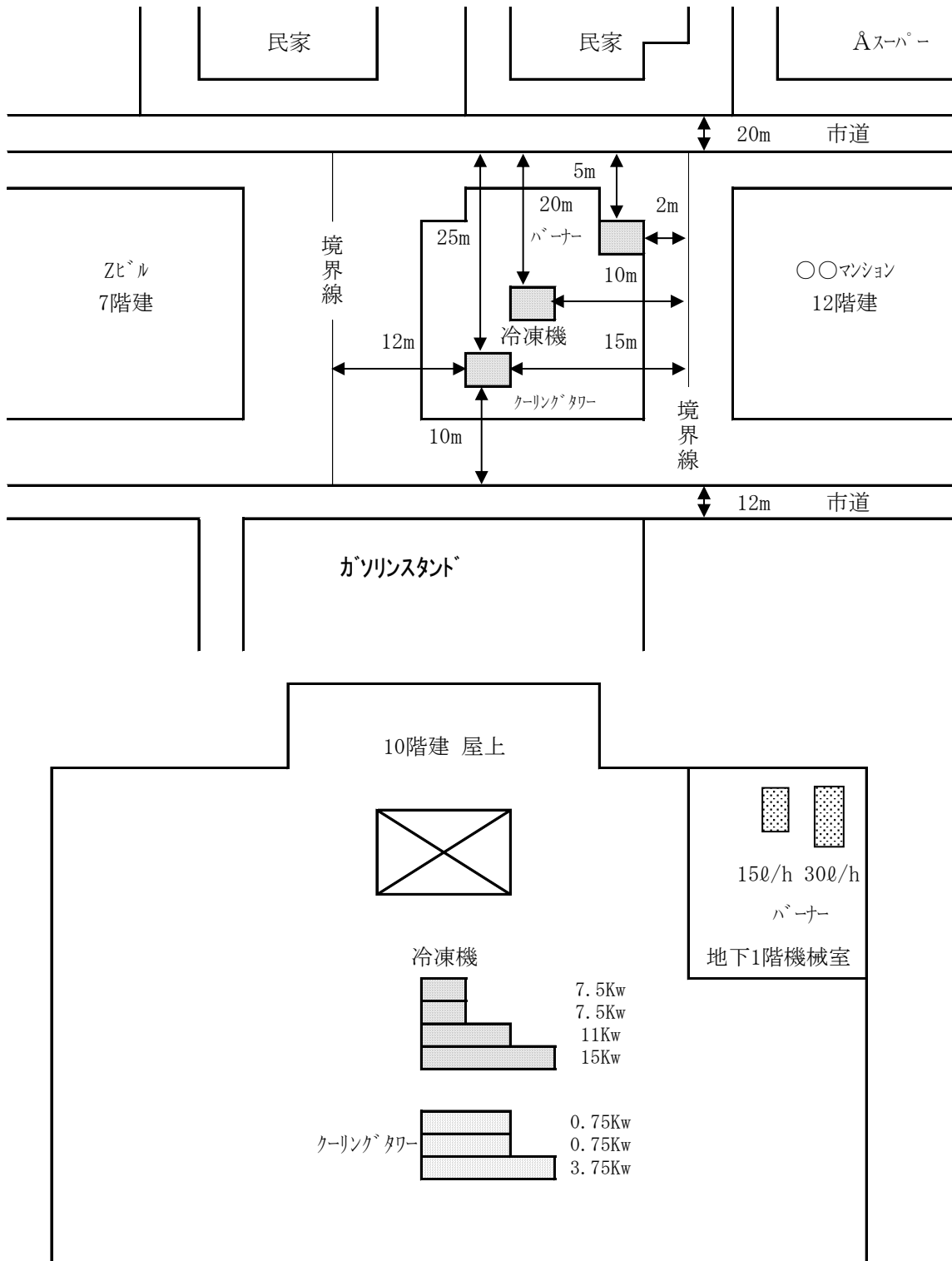
○申請地から50m付近の見取図で学校等の施設がある場合は、その施設までの距離を記入すること。

2. 特定事業場の敷地内の平面図



○敷地内のすべての建物の配置を記入すること。

3. 特定施設の配置図



- 特定施設を設置しようとする場所又は、音源から隣地の境界線及び建物等の配置と距離を記入すること。
- 特定施設の配置を朱書等で明示すること。
- 特定施設の配置及び隣地関係等がわかれば設計図面等を用いてよい。

様式第5号(第8条関係)

騒音等に係る特定施設設置(使用・変更等)届出書

該当する部分を残し二重線で消すこ

年 月 日

塩竈市長 殿

届出者住 所 塩竈市〇〇町〇丁目〇番〇号

電 話 〇〇〇—〇〇〇〇

氏名又は名称 〇〇機械株式会社

代表者名 代表取締役 塩竈 太郎 印

公害防止条例~~第35条第1項(第36条第1項・第37条第1項・第37条第2項)~~の規定により、騒音等に係る特定施設の~~設置(使用・変更等)~~について、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称	〇〇機械株式会社
工場又は事業場の所在地	塩竈市〇〇町〇丁目〇—〇
特定事業場の事業内容	金属機械卸売業
常時使用する従業員数	50人
※特定施設の種類(及び能力)ごとの数	別紙のとおり (別紙2)
※特定施設の使用の方法	別紙のとおり (別紙2)
※騒音等の防止の方法	別紙のとおり
※※受理年月日	年 月 日
変更の内容 (変更の場合に限る。)	4-13クーリングタワーを4台増設 5-13冷凍機15Kwを廃止し、22Kwを1台増設 5-13冷凍機7.5Kwの使用時間の変更

- 備考
- 1 特定施設の種類の欄には、公害防止条例施行規則別表第1に掲げる番号及び名称を記載すること。
 - 2 特定施設の種類(及び能力)ごとの数については、公害防止条例施行規則別表第1に掲げる番号及び(1),(2),(3)等の細分があるときはその記号並びに名称を記載すること。
 - 3 騒音等の防止の方法については、消音器の設置、音源室内の防音措置、遮音壁の設置、吊り基礎、直接支持基礎(板ばね、コイルばね等を使用するもの)、空気ばねの設置等騒音等の防止に関して講じようとする措置の概要を明らかにすること。
 - 4 ※の欄の記載については、別紙によることとし、かつ、できる限り図面、表等を利用すること。
 - 5 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とし、別紙についても、やむを得ない場合を除き、同様とすること。
 - 6 ※※の欄には、記載しないこと。

別紙2

特定施設の種類(及び能力)ごとの数の変更
及び特定施設使用の方法の変更

(騒音等変更届出用)

特定施設の種類	形式	公称能力	数		使用開始時間		使用終了時間	
			変更前	変更後	変更前 (時・分)	変更後 (時・分)	変更前 (時・分)	変更後 (時・分)
4-13 クーリングタワー (合計)			3	7				
騒音の特定施設は種類ごとの変更前後の合計を記入								
〃 (増設)	〇〇社製 CT-10B	0.75Kw	2	4	8:00	8:00	18:00	18:00
騒音の特定施設は能力ごとの数を内訳として記入								
〃 (合計)	〇〇社製 CT-50B	3.75Kw	1	3	8:00	8:00	18:00	18:00
5-13 冷凍機 (時間)	〇〇社製 AC-3B	7.5Kw	2	2	7:00	6:00	20:00	21:00
時間の変更								
〃 (既設)	△△社製 TR-1500	11Kw	1	1	6:00	6:00	20:00	20:00
振動の特定施設は種類及び能力ごとの数を記入								
〃 (新設)	△△社製 TR-200	20Kw	0	1		6:00		20:00

都市計画法に定める用途地域区分	近隣商業地域
その他参考になる事項	

- 備考 1 騒音に係る特定施設については、特定施設の種類ごとの数の変更についてのみ記載すること。
 2 特定施設の種類及び能力ごとの数又は特定施設の使用の方法に変更がある場合であっても、公害防止条例第37条第1項ただし書の規定により届出を要しないこととされるときは、当該特定施設の種類については、記載しないこと。
 3 特定施設の種類の欄には、公害防止条例別表1に掲げる号番号及び(1)、(2)、(3)等の細分があるときはその記号並びに名称を記載すること。
 4 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

添付書類

- 1 工場又は事業場の敷地内の建物の平面図
- 2 特定施設の配置図